

# 補正予算

## 緊急雇用対策に過去最大規模の二兆五二八億円

T  
O  
P  
I  
C  
S  
トピックス

1

平成二一年度補正予算が五月二九日、成立した。政府が四月に打ち出した追加の経済対策に対応するため、総額一三兆九二五六億円を計上した。緊急雇用対策には過去最大規模の二兆五二八億円を投じる。対策の目玉は二つだ。

一つ目は売り上げが減少しても休業や出向により従業員の雇用を維持する企業に賃金の一部を助成する雇用調整助成金制度の拡充で、当初予算に六〇六六億円を積み増す。二つ目は雇用保険から漏れた非正規労働者などの就職支援を目的とした「緊急人材育成・就職支援基金」の創設で七〇〇〇億円を投入する。同基金を活用し、雇用保険の給付を受けられない人を対象に職業訓練中の生活支援を行う制度を設ける。政府はこの制度を雇用保険と生活保護の間の「第二のセーフティネット」として機能させる考えだ。

### 雇用調整助成金の拡充

昨年秋季以降、利用申請が急増している雇用調整助成金には六〇六六億円を追加する。本年度当初予算の五八三億円と合わせると前年度の約一二〇倍の規模だ。雇用調整助成金は景気変動で事業活動の縮小を余儀なくされ、休業や出向により雇用を維持する企業に休業手当や賃金の一部を助成する制度。一定期間に従業員を解雇しなかった中

小企業への助成率を現行の四分の五から一〇分の九に引き上げる。大企業への助成率も三分の二から四分の三にする。

生産高や売上高が減少しても残業を大幅に減らすことで従業員の雇用を維持する企業には「残業雇用維持奨励金」を支給する。同制度は「日本型ワークシェアリング」を推進するため、雇用調整助成金制度の拡充策として昨年度末に創設されたもの。直接雇用の有期契約労働者では一人当たり年三〇万円（大企業は二〇万円）、派遣労働者で一人あたり年四五万円（同三〇万円）を支給する。

受給の条件は①生産量や売上高が直前三カ月または前年同期比で五%以上減少していること（中小企業の場合は、直近の決算等の経常損益が赤字であれば五%未満でも可）②労使の間で残業時間の削減について協定を締結。協定を踏まえた残業削減計画を作成し、届け出ること③実際に直近六カ月の一人一月当たりの残業時間を計画届出月の前月または前々月からさかのぼった六カ月間平均の半分以下に減らしたこと④直接雇用している従業員の解雇や派遣契約の中途解除を行っていないことなどだ。

### 基金を創設し、訓練・生活支援給付を実施

雇用保険を受給できない非正規労働者や長期失業者を支援するため、七〇〇〇億円の予算を投じて「緊急人材育成・就職支援基金」を創設する。同基金を財源として行う事業のうち、政府が雇用保険と生活保護の間の「第二のセーフティネット」として位置づけるのが「訓練・生活支援給付（仮称）」だ。職業訓練の受講を条件に訓練期間中の生活費として単身者には月一〇万円、扶養家族がいる人には同一二万円を支給する。上乗せを希望する人にはさらに単身者で月五万円、被扶養家族がいる人には同八万円まで貸し付ける。厚労省では給付制度の利用者を三年間で三〇万人と見込む。職業訓練も拡充し、三五万人分の枠を設ける。医療、介護、福祉など雇用吸収の見込める分野で必要とされる基本能力を身につけるための長期訓練のほか、再就職に必須のITスキルの習得を目的とした訓練も行う。

中小企業などの人材ニーズを踏まえ、新規成長が見込まれる分野で雇用を創出するため、緊急人材育成・就職支援基金を活用して「中小企業等雇用創出支援事業」を創設する。三年間で九万人の雇用創出を目指す。同事業は

「実習型雇用」と「職場体験型」の二種類に分かれる。実習型雇用は十分な技能や経験を持つていない離職者を六カ月間雇入れ、実習訓練を行う事業主に對して一人あたり月一〇万円を助成する。一方、職場体験型では職場体験を希望する離職者を一カ月受け入れる事業主に一人あたり最大一〇万円を助成する。職場体験を行った離職者にも奨励金として最大一二万円を支給する。実習型、職場体験型いずれも離職者を正式に採用した場合、事業主に一人あたり一〇〇万円が助成される。

### 長期失業者と非正規等への支援事業の拡充

一年以上にわたって失業している長期失業者を対象とした再就職支援も緊急人材育成・就職支援基金で行う事業に盛り込まれた。民間職業紹介事業者に委託して、カウンセリングや再就職のために必要なセミナーを実施するほか、就職先の開拓も行う。職業紹介事業者には失業者一人あたり二〇万円の委託費を支給する。就職先が見つかった場合は追加で最大三〇万円を支払う。就職後、職場に六カ月以上定着したことが確認できればさらに二〇万円を追加支給する。住宅を失って就職活動が困難な人には住居を提供するほか、生活費や就職活動費を支給する。職業能力開発支援の拡充と強化には一四五億円を投じる。非正規労働者や短時間労働者に訓練を実施する事業主を支援する「キャリア形成促進助成金」

## 平成21年度厚生労働省補正予算の概要

計:4兆6,718億円

〔一般会計:3兆4,151億円 特別会計:1兆2,567億円〕

第1 緊急雇用対策	2兆5,128億円
1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円
5 失業等給付費等の確保	6,836億円
6 住宅・生活支援等	1,704億円

第2 地域医療・医療新技術	7,684億円
---------------	---------

第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備	8,443億円
1 介護職員の処遇改善	3,975億円
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円

第4 子育て支援	2,788億円
1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円
2 地域における子育て支援の拡充等	1,510億円
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等	
4 特定不妊治療への支援	24億円

第5 安全・安心のための施策の推進	2,788億円
-------------------	---------

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

創設  
離職者住宅支援給付金

学生の内定取り消し問題や外国人労働者問題への対応には緊急人材育成・就職支援基金を活用する。内定を取り消された学生などを対象にした就職面接会を開催するほか、大学と連携して内定取り消しを行った企業の情報などを把握する。企業業績の悪化で職を失った日系ブラジル人など定住外国人には一人あたり三〇万円の帰国支援旅費を支給する。扶養家族には同二〇万円を追加する。

## 内定取り消し等の対応

労働者に対する生活・就労相談などの支援も行う。労働者の一時的な雇用創出の機会を増やすため、都道府県に設置した基金にさらに三〇〇億円を積み増す。この「緊急雇用創出事業」は地方自治体が民間やシルバー人材センターなどに仕事を委託して、短期の雇用を提供するものだ。労働者に対する生活・就労相談などの支援も行う。

**ハローワークの機能強化**  
ハローワークの機能強化には二六五億円を費やす。昨年一二月以降、急激に増加した利用者に対応するため、正規職員を三〇四人増員するほか、非常勤の職業相談員も七〇四三人増やす。増員は今年度から三年間の時限措置だ。離職した非正規労働者や中高年の失業者の一時の雇用創出の機会を増やすため、都道府県に設置した基金にさらに三〇〇億円を積み増す。この「緊急雇用創出事業」は地方自治体が民間やシルバー人材センターなどに仕事を委託して、短期の雇用を提供するものだ。労働者に対する生活・就労相談などの支援も行う。

勤め先の倒産で賃金を受け取れなかった人に未払賃金を立て替える「未払賃金立替払制度」には当初予算の一八六億円に七四億円を追加する。同制度の利用は昨年度下半期から急増しており、本年度の立て替え総額は平成一五年度から六年ぶりに三〇〇億円を超す見込みだ。

失業で住居を失った人などに対する支援策には一〇九三億円が計上された。求職活動中の人に失業給付や訓練・生活支援給付を受けていないことを条件に住宅手当を支給する制度を創設する。支給額は生活保護の住宅扶助と同程度で、東京二三区内の単身者の場合、最大で月五万三七〇〇円を受け取れる。同制度は一年間の緊急措置だ。このほかに生活費の融資事業なども行う。介護職員の処遇改善には三九七五億円を投入する。賃金の引き上げなどを行う事業者者に三年間の助成を行う「介護職員処遇改善交付金(仮称)」を創設する。本年度からすでに実施している介護報酬の三%の引き上げと合わせ、一層の処遇改善につなげることがねらいだ。今回計上された予算は常勤の介護職員一人あたり月額一・五万円の賃上げに相当する額となる。事業は都道府県に基金を設置して実施する。新規介護職員の養成にも力を入れる。職を失った人に対して、社会福祉施設などの現場で職業訓練を行う。訓練の原資には前述の「緊急人材育成・就職支援基金」を使う。厚労省はこれらの施策により、今後三年間に介護分野で約三〇万人の雇用創出を目指す。

(調査・解析部)

制度を拡充する。現行、中小企業に対しては訓練中の賃金や経費の四分の三を助成しているが、これを五分の四に引き上げる。職業訓練を受ける機会に恵まれない従業員的能力開発を促すのがねらいだ。母子家庭の母が職業訓練を受ける場合の託児サービスも創設する。

上げる。大企業は三分の二から四分の三にする。障害者を国の機関で雇い入れ、最長三年の期間限定で職場経験を積ませる「チャレンジ雇用」制度では採用者数を大幅に拡充する。昨年度は厚生労働者やハローワークなどで約一〇〇人を採用したが、本年度は他省庁や地方自治体にも拡大して約二〇〇人の採用を目指す。ハローワークで障害者の求職活動を支援する障害者専門支援員は昨年度より一五〇人多い、四四七人に増員する方針だ。